

本件事故当時、中古車輸出業を営んでいた申立人が、本件事故により営業損害を被ったとして、損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社 X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙一覧の中古自動車に関する下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|------|---|
| 損害項目 | ア 予定売上高と転売価格の差額（いわゆる逸失利益。仕入に関する一切の費用も含む。） |
| | イ 日本 - 〇〇間の輸送費（往復船代） |
| | ウ 転売時のオークション手数料（出品料・成約料） |
| | エ オークション会場までの輸送費（陸送代） |

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金 1,000,000 円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

第 1 項に掲げる損害項目（別紙一覧の中古自動車に関するものに限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 24 年 4 月 17 日

(別紙省略)

(仲介委員長 永石一郎、仲介委員 若林弘樹、同 野田幸裕)